

# ○桜井宇陀広域連合職員定数条例

平成9年3月31日

条例第9号

(趣旨)

第1条 桜井宇陀広域連合の職員の定数については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例で「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の職員で常時勤務に服するものをいう。ただし、期間を定めて臨時に雇用される職員を除くものとする。

(定数)

第3条 職員の定数は、次のとおりとする。

事務局職員 6人

(定数の配分)

第4条 前条に掲げる職員の定数の当該事務局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。